

国立大学法人電気通信大学基金に関する規程

令和 2年 3月18日

改正

令和 2年11月11日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金の設置並びに管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に国立大学法人電気通信大学基金（以下「大学基金」という。）を置く。

2 大学基金に、次の各号の基金を置く。

- (1) 国立大学法人電気通信大学U E C基金（以下「U E C基金」という。）
- (2) 国立大学法人電気通信大学学資支援基金(経済的理由により修学が困難な学生向け)（以下「学資支援基金」という。）
- (3) 国立大学法人電気通信大学若手研究者未来基金（以下「若手研究者未来基金」という。）
- (4) 国立大学法人電気通信大学現物資産活用基金（以下「現物資産活用基金」という。）

(目的)

第3条 大学基金は、本学における教育研究の活性化及び学生支援並びにその活動環境の整備充実等を図ることにより、本学が掲げる目的の達成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 大学基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 本学の学生に対する奨学金等の修学支援に関する事業
- (2) 本学の国際交流活動の推進に関する事業
- (3) 本学の教育研究の活動支援及び環境整備に関する事業
(実施事業の選定等)

第5条 前条に定める事業のうち、各事業年度において実施する事業の選定及びその事業への基金からの支出額については、基金への受入状況を踏まえ、国立大学法人電気通信大学基金運営委員会（以下「基金運営委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(募金活動等に要する経費の支出)

第6条 大学基金は、第4条に定める事業のほか、第3条に定める目的のために必要な募金活動等に要する経費を支出することができるものとする。ただし、第2条第2項第2号から第4号までに規定する基金から経費を支出する場合は、それぞれの基金に係る募金活動等に限定して支出できるものとする。

2 前項の経費の使途及び金額の範囲は、基金運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(U E C基金)

第7条 UEC基金に関する事項は、別に定める。

(学資支援基金)

第8条 学資支援基金に関する事項は、別に定める。

(若手研究者未来基金)

第8条の2 若手研究者未来基金に関する事項は、別に定める。

(現物資産活用基金)

第9条 現物資産活用基金に関する事項は、別に定める。

(基金運営委員会)

第10条 本学に、大学基金の管理運営に関する事項を審議するため、基金運営委員会を置く。

2 基金運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事業年度)

第11条 大学基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(事務)

第12条 大学基金に関する事務は、総務部総務企画課において行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月11日から施行し、令和2年9月30日から適用する。